

くろまぐろに係る島根県内の漁獲管理について  
(令和4管理年度のガイドライン)

制定 令和4年3月29日  
一部改正 令和4年4月27日  
一部改正 令和4年10月25日  
一部改正 令和5年2月13日  
島根県農林水産部水産課

1 漁獲可能量等及びその管理措置について

(1) 島根県に配分された漁獲可能量

令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における島根県に配分された漁獲可能量は、くろまぐろ(小型魚。30キログラム未満のものをいう。)118.6トン、くろまぐろ(大型魚。30キログラム以上のものをいう。)30.2トンに決定した。

(2) 知事管理漁獲可能量及び地域別漁獲管理目安量等

漁獲可能量を遵守するため、知事管理区分に配分する数量(以下「知事管理漁獲可能量」という。)に加え、地域別漁獲管理目安量を定めるものとする。

① くろまぐろ(小型魚)

知事管理区分等	知事管理漁獲可能量	地域別漁獲管理目安量	
		本土	隠岐
定置漁業	34.0 トン	27.4 トン	6.6 トン
沿岸くろまぐろ漁業	83.1 トン	50.8 トン	32.3 トン
その他の漁業	1.1 トン	—	—
留保枠	0.4 トン	—	—
漁獲可能量	118.6 トン	—	—

## ② くろまぐろ（大型魚）

知事管理区分等	知事管理漁獲可能量	地域別漁獲管理目安	
		本土	隠岐
定置漁業	30.0 トン	24.2 トン	5.8 トン
沿岸くろまぐろ漁業	0.0 トン	—	—
その他の漁業	0.0 トン	—	—
留保枠	0.2 トン	—	—
漁獲可能量	30.2 トン	—	—

(注1) 「定置漁業」とは、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第3項に規定する定置漁業、島根県漁業調整規則（令和2年島根県規則第93号）第4条第1項第11号に規定する小型定置漁業及び漁業法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業（定置網を使用するものであって、平成26年から平成28年までの間にくろまぐろ（小型魚及び大型魚）の漁獲実績を有するものに限る。）をいう。

(注2) 「沿岸くろまぐろ漁業」とは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に基づき日本海・九州西広域漁業調整委員会会長が承認した沿岸くろまぐろ漁業をいう（第55号）。なお、当該承認を受けていないひき縄漁業・一本釣漁業については、くろまぐろを採捕の目的とした操業をしてはならない。

(注3) 「その他の漁業」とは、定置漁業及び沿岸くろまぐろ漁業以外の漁業をいう。

## (3) 漁獲量の報告

### ① 通常報告体制について

くろまぐろを採捕した漁業者は、島根県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年島根県規則第103号）の規定により、定置漁業、沿岸くろまぐろ漁業及びその他の漁業（混獲等）別に所属する漁業協同組合を通じて又は直接、毎月の漁獲量等を指定様式に記入し、くろまぐろを採捕し、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までに県に報告する。

また、県は、毎月のくろまぐろの漁獲状況を、漁業協同組合等を通じて関係漁業者に周知する。

② 緊急報告体制について

ア 各漁業協同組合は、急激な漁獲量の積み上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に連絡の上、漁獲量報告を行うものとする。

漁業協同組合	知事管理区分	報告基準
漁業協同組合 J Fしまね 美保関支所 島根町支所 恵曇支所 平田支所 大社支所 大田支所 浜田支所 益田支所 西郷支所 浦郷支所	定置漁業	1 経営体で1日あたり 300 キログラムを超える量の採捕があったとき
	沿岸くろまぐる漁業	支所の1日あたり 1,000 キログラムを超える量の採捕があったとき
	その他の漁業	支所の1日あたり 100 キログラムを超える量の採捕があったとき
海士町漁業協同組合	定置漁業	漁業協同組合全体で1日あたり 300 キログラムを超える量の採捕があったとき
	沿岸くろまぐる漁業	漁業協同組合全体で1日あたり 1,000 キログラムを超える量の採捕があったとき
	その他の漁業	漁業協同組合全体で1日あたり 100 キログラムを超える量の採捕があったとき

イ アの県への連絡は、以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
漁業協同組合 J Fしまね	各漁業者は、所属支所の担当者に口頭又は電話で連絡する。	支所の担当者は、所属支所長に口頭又は電話で連絡する。	・漁業協同組合（漁業協同組合 J F しまねにあっては、支所長）は、県水産課に電話又はファ

海士町漁業協同組合	各漁業者は、漁業協同組合の担当者に口頭又は電話で連絡する。	漁協担当者は、参事に口頭又は電話で連絡する。	クシミリで連絡する。 ・県は、送信者に受信した旨を連絡する。
-----------	-------------------------------	------------------------	-----------------------------------

(注1) 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合の間の連絡網を整備するものとする。

(注2) 県は、上表の各漁業協同組合と県との連絡網(土日祝祭日、年末年始等の閉庁時を含む。)を別に定めるものとする。

ウ アの緊急報告がなされる急激な採捕があった場合に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。

また、県は、当該漁獲量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかを確認し、必要な指導を行うものとする。

知事管理区分	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量入網があった旨を緊急連絡する。</li> <li>・当該知事管理漁獲可能量の残りの数量が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろの生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放及び臨時休漁を実施し、漁業協同組合は荷受けの自粛等の管理措置を実施する。</li> </ul>
沿岸くろまぐろ漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡する。</li> <li>・当該知事管理漁獲可能量の残りの数量が判明するまでの間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛及び混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けの自粛等の管理措置を実施する。</li> </ul>
その他の漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は、当該漁業を営む所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡する。</li> <li>・当該知事管理区分において、漁業者は引き続きくろまぐろを目的とした操業を行わないことを徹底し、混獲した場合は生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けの自粛等の管理措置を実施する。</li> </ul>

#### (4) 定置漁業及び沿岸くろまぐろ漁業に係る注意報、警報及び特別警報

県は、定置漁業及び沿岸くろまぐろ漁業の漁獲量が地域別漁獲管理目安の7割を超えた時点で「注意報」を、8割を超えた時点で「警報」を、9割を超えた時点で「特別警報」を発出する。ただし、定置漁業又は沿岸くろまぐろ漁業の知事管理漁獲可能量の7割を超えた時点以降は、この限りでない。

#### (5) 知事管理区分（漁業種類）ごとの管理措置

漁業者は、知事管理漁獲可能量及び地域別漁獲管理目安等を遵守するため、次の保存管理措置を講じることとする。

##### ① 定置漁業

ア 公平な漁獲の機会を確保するため、1経営体あたりの漁獲上限の設定を推奨し、漁獲上限の目安量は以下のとおりとする。

くろまぐろ（小型魚）：1,268 キログラム／経営体

くろまぐろ（大型魚）：1,119 キログラム／経営体

なお、「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和2年12月25日付け2水管第1905号水産庁資源管理部長通知）に基づく配分量の融通の結果、漁獲可能量が変更された場合には、融通の要望内容を勘案して1経営体あたりの漁獲上限の目安量を変更することとし、県は関係漁業者等にその旨を通知する。

※1の（2）の注1に該当する26経営体が対象となる。

※経営体間で漁獲上限の目安量の調整を行った場合は、その旨を県に報告する。

イ 定置漁業の隠岐及び本土別の漁獲量が、それぞれの地域別漁獲管理目安の7割を超えた場合又は定置漁業の知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合、定置漁業者は、全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。

##### ② 沿岸くろまぐろ漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするものに限る。）

沿岸くろまぐろ漁業の隠岐及び本土別の漁獲量が、それぞれの地域別漁獲管理目安の7割を超えた場合又は沿岸くろまぐろ漁業の知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合、沿岸くろまぐろ漁業者は、養殖種苗にならない生存個体を放流する。

##### ③ 沿岸くろまぐろ漁業（②以外のもの）

沿岸くろまぐろ漁業の隠岐及び本土別の漁獲量が、それぞれ地域別漁獲管理目安の7割を超えた場合又は沿岸くろまぐろ漁業の知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合、沿岸くろまぐろ漁業者は、全長45センチ

メートル未満の生存個体を放流する。

④ その他の漁業

その他の漁業者は、クロマグロを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。

(6) 早期是正措置

県は、漁業法第31条の規定に基づく漁獲量の公表後、速やかに漁業法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を県内の漁業者等に対し講ずる。

ア 定置漁業

知事管理漁獲可能量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する(小型魚の知事管理漁獲可能量に係るものに限る。)</li> <li>・経営体ごとの漁獲上限の目安量及び累積漁獲量を確認する。</li> <li>・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
知事管理漁獲可能量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する(小型魚の知事管理漁獲可能量に係るものに限る。)</li> <li>・経営体ごとの漁獲上限の目安量及び累積漁獲量を確認する。</li> <li>・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
知事管理漁獲可能量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する(小型魚の知事管理漁獲可能量に係るものに限る。)</li> <li>・経営体ごとの漁獲上限の目安量及び累積漁獲量を確認する。</li> <li>・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>

イ 沿岸くろまぐろ漁業(養殖種苗用の採捕を目的とするものに限る。)

知事管理漁獲可能量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖種苗にならない生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
知事管理漁獲可能量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖種苗にならない生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>

知事管理漁獲可能量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養殖種苗にならない生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
--------------------	--

ウ 沿岸くろまぐろ漁業（イ以外のもの）

知事管理漁獲可能量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
知事管理漁獲可能量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
知事管理漁獲可能量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>

エ その他の漁業

知事管理漁獲可能量の7割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
知事管理漁獲可能量の8割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>
知事管理漁獲可能量の9割を超えたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。</li> <li>・当該措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</li> </ul>

2 地域別漁獲管理目安量を残した場合の措置について

地域別漁獲管理目安量の残存分は留保枠として島根県が管理する場合があります。その場合の留保枠の利用については、その後の漁獲状況に応じて検討する。

3 地域別漁獲管理目安量等の見直しについて

地域別漁獲管理目安量等については、必要に応じて見直しを行う。

#### 4 漁獲可能量を超過した場合の措置について

島根県に配分された漁獲可能量を超過した場合は、知事管理漁獲可能量を超過した管理区分又は地域別漁獲管理目安量を超過した地域から、超過量に応じて、原則、次期管理年度の知事管理漁獲可能量又は地域別漁獲管理目安から差し引くこととする。

#### (参考) 島根県内における漁業種類のクロマグロの盛漁期

漁業種類	管理年度（4月～翌年3月）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸くろまぐろ漁業 （隠岐）							←- [黒塗り] ->					
沿岸くろまぐろ漁業 （本土）							←- [黒塗り] ->					
定置漁業（全県）	←- [黒塗り]		[黒塗り]							[黒塗り]		[黒塗り]